

国税だより（令和7年1月発行分）

○ 税務関係書類へのマイナンバーの記載と本人確認

個人の皆さまが税務署へ申告書や申請書等を提出する際には、毎回、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

なお、e-Taxを利用して申告書や申請書等を提出する場合、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要となりますので、是非ご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページのトップページ（<https://www.nta.go.jp> 又は ）にある「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」をご覧ください。

○ 国税に関するご質問・ご相談は、「国税相談専用ダイヤル」へ！

0570-00-^{コクゼイ}5901（全国一律料金）

受付時間 平日8:30～17:00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

※税務署で面接によるご相談を希望される場合は、事前予約が必要です。

所轄の税務署へ電話して音声案内「2」を選択してください。

国税だより（令和7年1月発行分）

○ 税務署の内部事務のセンター化について

熊本国税局では、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務（※）を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施していますので、下記の事項について、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

（※）内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送などの事務をいいます。

1 業務センターへの申告書・申請書等の提出

内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

- ・ e-Tax（データ）により提出する場合は、所轄税務署へ送信願います。
- ・ 書面により提出する場合は、下表の業務センターへ郵送願います。

注（1）税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出いただくようお願いいたします。

（2）書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。

2 業務センターから納税者・税理士の皆様への問合せ

業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問合せをさせていただきますことがあります。

3 その他の案内

次の事項は、業務センターでは対応しておりません。

- ・ 国税に関するご相談（納付に関するご相談を含みます。）
- ・ 税務署の窓口で対応している納税証明書の交付、閲覧申請、情報公開、現金による国税の納付
- ・ 申告書・申請書等の用紙の送付依頼

4 熊本国税局において、内部事務のセンター化の対象となる税務署は下表のとおりです。

都道府県	熊本県	鹿児島県
名称	熊本国税局業務センター	熊本国税局業務センター 鹿児島事務室
所在地 (書面で申告書等を提出する場合の郵送先)	〒862-8721 熊本市東区東本町16番28号	〒890-8604 鹿児島市荒田1丁目24番4号
対象署	熊本西署・熊本東署・八代署・人吉署・玉名署・天草署・山鹿署・菊池署・宇土署・阿蘇署	鹿児島署・鹿屋署・大島署・指宿署・種子島署・知覧署・大隅署
行政指導事務等の集約処理	熊本国税局業務センターにおいては、上記税務署の内部事務のほか、一部の行政指導事務等について、熊本国税局管内全署分の照会文書や通知書の発送、電話照会を集約処理しています。	

詳しくは、熊本国税局ホームページ（[熊本国税局](#) [検索](#)）をご覧ください。

◇ パソコン及びスマホから (<https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/shokai/center/jimu.htm>)

国税だより（令和7年1月発行分）

○ 納税証明書を請求される方へ

例年、2月・3月は、確定申告などのため税務署の窓口が大変混雑し、納税証明書の発行に時間がかかる場合があります。請求は、なるべくこの時期を避けていただきますようお願いいたします。

なお、パソコンやスマートフォンからe-Taxを利用してPDFファイル形式による電子納税証明書の交付請求を行うことで、税務署に出向くことなく受取までの手続きを行うことが可能です。

また、受け取ったPDFファイルの電子納税証明書は、自宅等のプリンタから何枚でも印刷して使用することができます。

詳しくは、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）又は をご覧ください。

ご不明な点がございましたら、国税相談専用ダイヤルをご利用ください。

国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル

○ 国税に関するご質問・ご相談の解決方法！

1 チャットボット（ふたば）に質問

個人の方の国税に関する質問は、チャットボットの税務職員ふたばにお気軽にご相談ください。土日、夜間でもご利用いただけます。

2 タックスアンサーを利用

医療費控除、住宅ローン控除等のよくある国税の質問に対する一般的な回答を調べることができます。

3 電話で相談する（電話相談センターのご案内）

熊本国税局では、令和7年1月14日（火）から令和7年3月17日（月）までの間、所得税、消費税及び贈与税の確定申告に関する電話相談に対応するため、「確定申告電話相談センター」を開設しています。

最寄りの税務署又は「国税相談専用ダイヤル」に電話していただき、音声ガイダンスに従って「0」番を選択した後、ご用件をお話ください。

なお、e-Tax・確定申告書等作成コーナーにおける初期設定や操作方法などのご質問は、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」をご利用下さい。音声ガイダンスに従って番号を選択した後、専用オペレーターがお答えします。

◆ 国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901※ナビダイヤル

◆ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク：0570-01-5901※ナビダイヤル

03-5638-5171

国税だより（令和7年1月発行分）

○ 確定申告に向けたご準備を！

マイナンバーカード読取対応のスマートフォンとマイナンバーカードがあればいつでもどこでもe-Taxによる申告ができます（ICカードリーダーは不要です）。

マイナンバーカードのパスワードを事前にご確認いただき、マイナンバーカードのパスワードを忘れた場合やロックされた場合については、公的個人認証サービスのポータルサイトをご確認の上、お早目のご準備をお願いします。

○ 贈与と税金

令和6年中に個人から贈与により取得した財産の価額の合計額が110万円を超える方は、令和7年3月17日（月）までに贈与税の申告と納税が必要です。

なお、相続時精算課税を選択した受贈者が特定贈与者から令和6年1月1日以後に贈与により取得した財産に係る贈与税については、贈与税の課税価格から相続時精算課税に係る基礎控除額110万円が控除されます。

このほか、暦年課税制度や相続時精算課税制度、住宅取得等資金の非課税制度の特例など、詳細については国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）又は「[国税庁](#)」[検索](#)」をご覧ください。

なお、令和6年分の贈与税の申告書は、スマホから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成・送信することができますので、是非ご利用ください。

○ 譲渡所得・贈与税の申告をされる方へ

熊本国税局ホームページには、令和6年分の譲渡所得（土地・建物）及び贈与税の主な特例の適用要件や必要書類を確認できるチェックシートを掲載しておりますので、是非ご覧ください。

また、譲渡所得（土地・建物）の申告の場合に添付が必要となる「譲渡所得の内訳書」の記載例についても掲載しておりますので、併せてご覧ください。

※主な特例のチェックシート

- ・マイホームを売却した場合の特例
- ・住宅取得等資金の贈与税の特例

【掲載場所】熊本国税局ホームページ（[熊本国税局](#)）[検索](#)＞新着情報
＞譲渡所得・贈与税の申告をされる方へ

なお、令和6年分の譲渡所得及び贈与税の申告書は、スマホから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成・送信することができますので、是非ご利用ください。